



平成27年7月30日

(照会先)

品質管理部長 田中 章夫

(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年4月分)について

平成27年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年4月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、4月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた252件（市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた12件を含む。）のうち、公表可能な215件（システム事故4件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

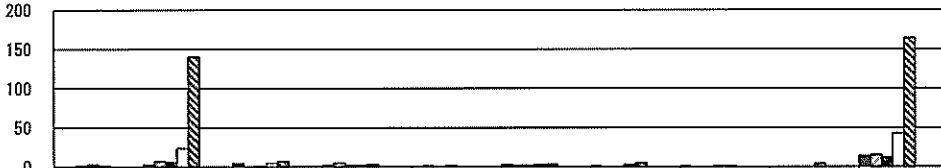
事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 発生年度別・判明年度別内訳

	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	—	—	—	—	—	32(12)	32(12)
平成25年度発生	—	—	—	—	13(1)	21(2)	34(3)
平成24年度発生	—	—	—	1	4	7(1)	12(1)
平成23年度発生	—	—	1	1	1	6(1)	9(1)
平成22年度発生	—	0	0	0	0	4	4
平成21年度以前発生 （機構発足後）	0	0	1	0	0	2	3
（社会保険庁時代）	0	0	1	4	38	93(1)	136(1)
計	0	0	3	6	56(1)	165(17)	230(18)

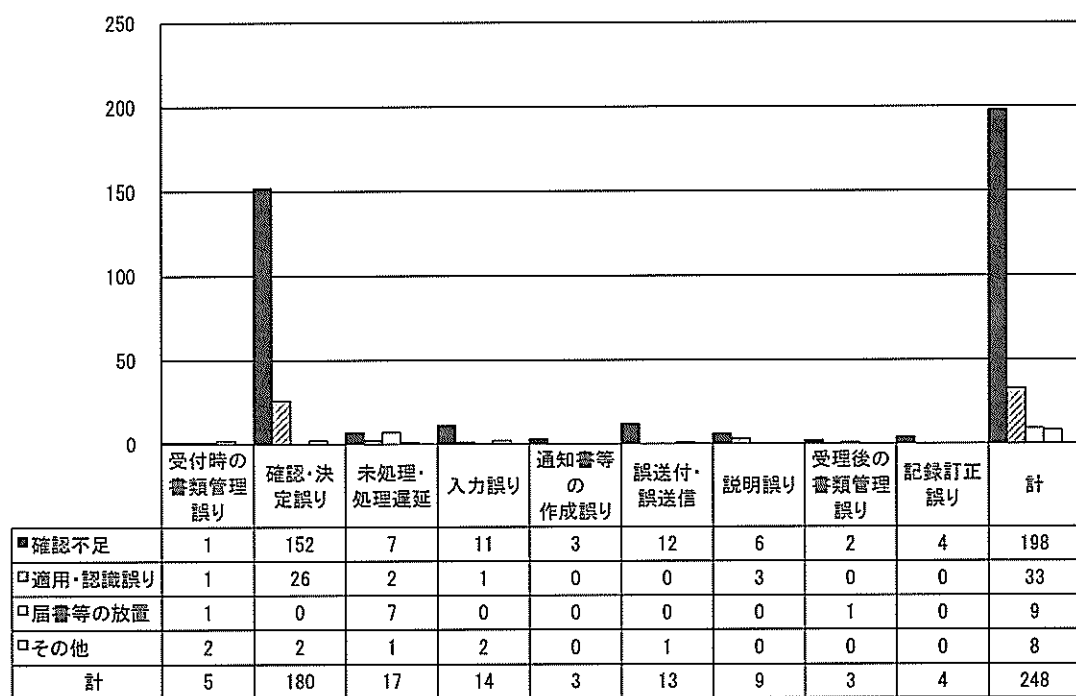
※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳

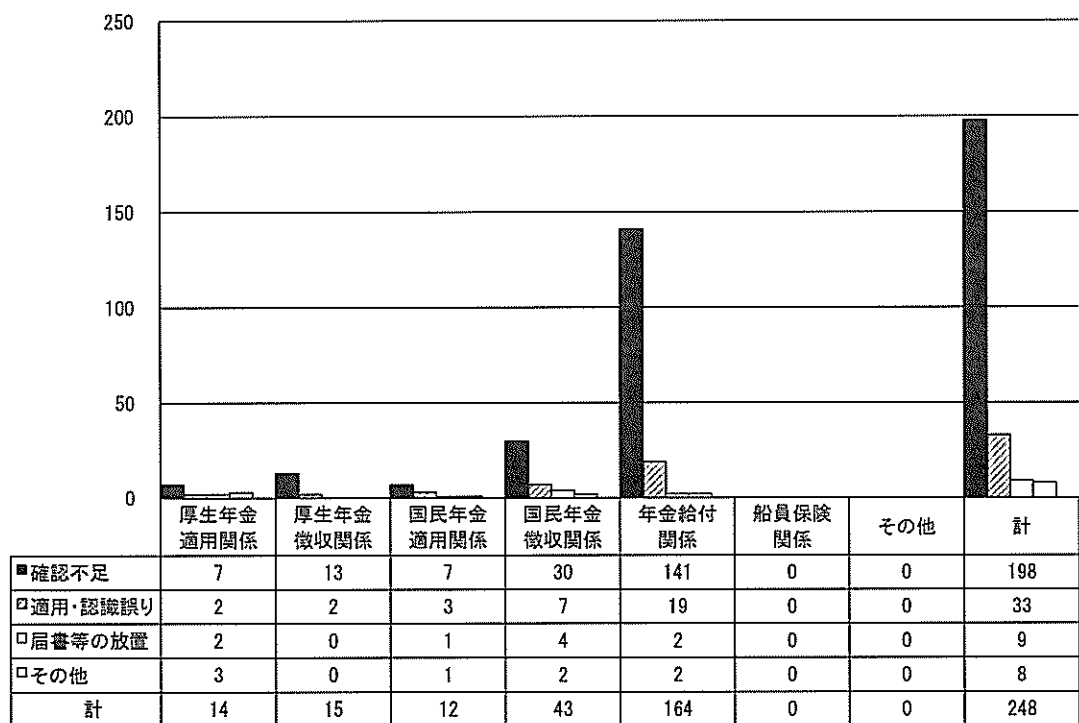


	受付時の 書類管理 誤り	確認・決 定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書等 の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後の 書類管理 誤り	記録訂正 誤り	計
■厚生年金適用関係	0	3	4	2	0	3	1	1	0	14
□厚生年金徴収関係	0	7	0	5	1	2	0	0	0	15
■国民年金適用関係	1	6	1	2	0	2	0	0	0	12
□国民年金徴収関係	3	24	5	2	2	3	3	1	0	43
■年金給付関係	1	140	7	3	0	3	5	1	4	164
□船員保険関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	180	17	14	3	13	9	3	4	248

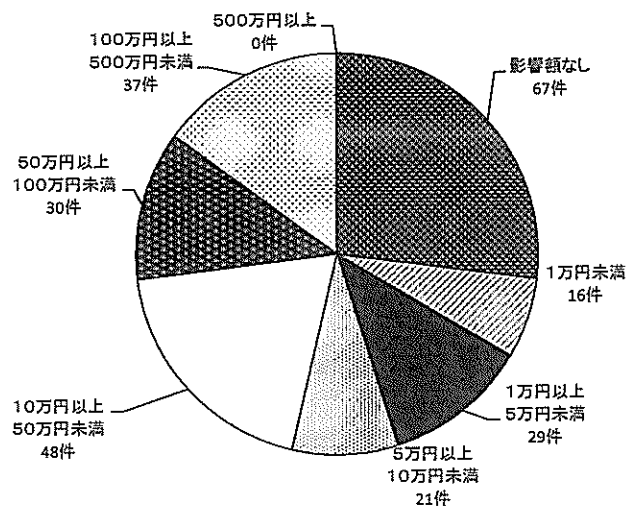
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

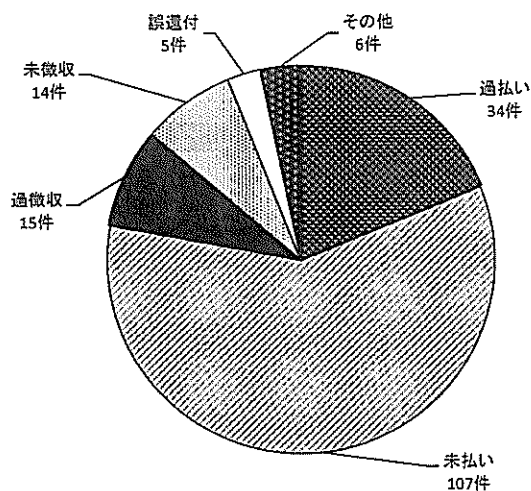


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	7	9	7	22	22	0	0	67
1万円未満	0	1	0	8	7	0	0	16
1万円以上 5万円未満	3	1	0	4	21	0	0	29
5万円以上 10万円未満	1	1	1	2	16	0	0	21
10万円以上 50万円未満	1	2	1	5	39	0	0	48
50万円以上 100万円未満	1	1	3	2	23	0	0	30
100万円以上 500万円未満	1	0	0	0	36	0	0	37
500万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	15	12	43	164	0	0	248

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	34件	18,149,736	533,815
未払い	107件	81,158,801	758,493
過徴収	15件	2,331,845	155,456
未徴収	14件	3,928,013	280,572
誤還付	5件	195,180	39,036
その他	6件	313,334	52,222
計	181件	106,076,909	586,060

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と過払いがある件	4件	170,501
未徴収と過徴収がある件	1件	33,913
未払いと過払いがある件	1件	108,920

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	187件	75.4%
外部	61件	24.6%
計	248件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額(円)
2012年10月1日	障害状態確認届の送付誤り	1名	-	0
2013年7月16日	障害基礎年金の差止解除誤り	1名	-	0
2008年6月15日	未支給年金の一部未払い	9名	未払い	1,834,683
2012年12月15日	70歳到達時の年金額誤り	11名	未払い	1,945,060

(注) システム事故の詳細は、別添「日本年金機構の平成27年4月分のシステム事故一覧」を参照して下さい。

○日本年金機構の平成27年4月分の事務処理誤り一覧(1～29ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号	1～5
2. 厚生年金徴収関係	2P	整理番号	6～14
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号	15～25
4. 国民年金徴収関係	6P	整理番号	26～65
5. 年金給付関係	15P	整理番号	66～211

○日本年金機構の平成27年4月分のシステム事故一覧(30ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年 11月7日	2013年 12月11日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり確認したところ、厚生年金保険第四種被保険者期間の記録を誤って削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って還付した保険料については返納していただき、年金記録については訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録確認時に老齢年金の受給資格要件について確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	23,320
2	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2014年 6月10日	2014年 6月12日	○事業所から、算定基礎届が送付されてきたが、11名分が同封されていないとの問い合わせがあり、委託業者による封入・封緘時における事業所整理記号の確認不足により、他の事業所分の算定基礎届に混入させていたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した事業所から算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に算定基礎届をお渡ししました。 ●委託業者に対して、封入、封緘時にダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 11名	—	0
3	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2014年 6月10日	2014年 6月19日	○社会保険労務士から業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたとの問い合わせがあり、委託業者の封入・封緘時の確認不足による誤送付が判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付すべき事業所には届書を再作成して送付しました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時にダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
4			山形	事務センター	2014年 11月25日	2014年 11月26日	○事業所から別の事業所の賞与支払届が送付されてきたとの問い合わせがあり、委託業者の封入・封緘時の確認不足による誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付すべき事業所に届書をお渡ししました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時にダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 5名	—	0
5	厚生年金適用関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	岐阜	美濃加茂	2013年 10月10日	2014年 8月26日	○事業所の全喪処理に伴う、厚生年金保険高齢任意加入被保険者の資格喪失処理を行った際、当該被保険者について健康保険の資格取得処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●健康保険の資格取得を遡及して処理しました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時に健康保険の資格について確認することを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	57,942

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
6	残余金の誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	2013年 12月3日	2013年 12月3日	○保険料等収納簿の記入を行っていたところ、差押による預り金のうち保険料に充当した残余金の還付漏れが判明しました。 ●担当者が事業所に連絡文書及び還付決定通知書を送付しました。 ●残余金について還付処理を行いました。 ●担当部署において、事務処理及び決裁の際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	229,863
7	還付請求の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2014年 9月29日	2014年 10月24日	○処理済の還付請求書を編綴する際に内容を確認したところ、共済期間と重複した厚生年金保険期間の記録訂正に伴って事業所に還付する保険料について、厚生年金保険第四種被保険者に対する処理と思い込み、被保険者に直接還付する手続きを行っていたことが判明しました。 ●担当者が被保険者にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●被保険者への還付手続きを取消したうえで、事業所への還付手続きを行いました。 ●担当部署において、事務処理手続きの確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
8	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2010年 7月30日	2014年 12月9日	○弁護士から委託事業所に対する延滞金額の計算根拠について問い合わせがあり、差押の入力が漏れていたことにより、本来の延滞金額より多く請求していたことが判明しました。 ●担当者が弁護士にお詫びの上説明しました。 ●差押の入力を行い、正しい額が記載された延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署の朝礼において、差押入力の際の確認をダブルチェックで行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
9	二以上事業所勤務届の誤り	入力誤り	愛知	笠寺	2013年 12月9日	2014年 8月29日	○二以上事業所勤務者にかかる月額変更届の入力時にエラーとなったため確認した際、選択事業所のみ保険料登録を行い、非選択事業所の保険料登録が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料登録及び訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、入力処理後に複数人でダブルチェックを徹底するよう周知するとともに、チェックシートを作成して二重のチェックを行うこととしました。	1事業所 1名	未徴収	801,758
10	延滞金納入告知書の誤り	入力誤り	大阪	東大阪	2013年 4月24日	2014年 11月18日	○交付要求を受けたことにより差押解除処理を行おうとした際、別の差押が継続しているにもかかわらず誤ってすべての差押を解除したことにより、誤った金額の延滞金納入告知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい金額の延滞金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、差押債権が複数ある場合は差押管理簿に別々に記載するなど、差押を行っている事業所及び差押債権の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	熊本	熊本西	2014年 10月30日	2014年 12月17日	○新規適用届を確認した際、新規適用届入力時に事業所整理記号を誤って払い出したため取り消したうえで新たな整理記号を払い出したにもかかわらず、取り消された事業所整理記号で口座振替納付申出書を入力したことにより、保険料口座振替ができていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●口座振替されなかった保険料については、納付書により納付していただきました。 ●徴収担当部署の朝礼において、届書の入力時の確認を徹底するよう周知するとともに、適用担当部署において事業所整理記号の払出時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	298,198
12	領収証の作成誤り	通知書等の作成誤り	福島	郡山	2014年 7月28日	2014年 8月18日	○事業所から、受け取った領収証書の宛名が他の事業所のものとなっているとの申し出があり、領収証書に他の事業所名を記載して交付し、収納記録に誤りが生じたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料の収納記録について訂正し、誤って発行した領収証書は回収しました。領収証書は再発行できないため、事業所に了承いただいたうえで、社会保険料納入確認書を送付いたしました。 ●担当部署において、窓口対応における事業所名の確認及び、領収証書交付時の事業所名と金額の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
13	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2014年 8月7日	2014年 12月25日	○ブロック本部の依頼により、事業所への督促状の発行状況を確認した際、厚生局の認可を受けないまま差押を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●差押については取消を行い、保険料還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、厚生局への認可申請の流れについて確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	509
14	厚生年金徴収関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	東北福島	2015年 3月20日	2015年 3月30日	○事業所から他の事業所の納入告知書が送付されてきたとの問い合わせがあり、封入・封緘時の送付先と送付物の確認不足による誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した納入告知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
15	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2012年 9月21日	2015年 1月8日	○お客様から提出のあった老齢年金の請求書を審査したところ、国民年金の高齢任意加入申出書を受け付けた際、合算対象期間の計算を誤ったため、老齢年金を受給するための納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●特例高齢任意加入の処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入の審査時には担当部署と関係部署によるダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
16			神奈川	横浜西	2009年 12月21日	2014年 4月3日	○お客様から問合せがあり、60歳以降の国民年金保険料の納付について相談を受けた際、国民年金高齢任意加入の説明を漏らしたことについて、遡及して高齢任意加入の資格取得ができないか本部と協議している間、誤って高齢任意加入資格取得と口座振替記録を一時取り消したため、口座振替による2年前納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で納付をしていただくことで了承を得ました。遡及して資格取得をすることは認められなかったため、改めて説明の上お詫びし了承を得ました。 ●2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、加入期間終了の際に納付要件の説明をすること、本部協議中の対応についての取扱いを周知徹底しました。	1名	—	0
17			和歌山	田辺	2011年 4月12日	2014年 4月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金高齢任意加入の資格取得の際に、60歳以降の共済組合被保険者期間を誤って算入したため、老齢基礎年金を満額にするための納付月数が不足していること、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。 ●1年前納保険料額で領収し、差額を還付しました。 ●担当部署において、任意加入の事務処理の際は、加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
18			神奈川	鶴見	2013年 1月21日	2014年 8月8日	○お客様が年金請求のため来所された際に、本来国民年金後納保険料を納付することで老齢基礎年金の受給権を得ることができ、国民年金特例高齢任意加入をする必要がなかったにもかかわらず、合算対象期間の確認漏れにより、任意加入の手続きを案内し保険料を領収したため、保険料が納め過ぎとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、合算対象期間についてはすべての項目についてお客様に確認を行うよう徹底しました。	1名	過徴収	561,820
19		入力誤り	群馬	前橋	2009年 9月25日	2014年 11月17日	○国民年金高齢任意加入者で65歳に到達した者の記録を点検したところ、高齢任意加入の処理を行った際に、資格取喪予定年月日の入力を漏らしたことにより、保険料が納め過ぎとなっていること、老齢基礎年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納方法申出書を提出していただきました。 ●担当部署において、高齢任意加入の処理をする際、ダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	554,450

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
20	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2011年 6月15日	2014年 11月14日	○区役所を通じてお客様から提出のあった国民年金の資格喪失届を確認したところ、海外転出による資格喪失処理の際に、あわせて任意加入の資格取得処理をすべきところ、確認不足によりその処理が漏れ、国民年金保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●資格取得処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において市役所から送付された届書等についての取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	618,170
21	基礎年金番号の登録誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	2011年 11月21日	2014年 12月8日	○お客様が年金請求の相談のために来所された際に、市役所が誤って別人の国民年金資格喪失届を作成し、資格記録が誤って登録されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、記録の訂正に伴う免除申請が可能な期間について免除申請書を受理しました。 ●市役所からチェック体制及び国民健康保険との連携を強化し、再発防止に努めるよう報告がありました。	1名	未徴収	269,900
22	国民年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	事務センター	2014年 12月8日	2014年 12月11日	○事業所から別の事業所の国民年金第3号被保険者該当届の受付控が届いたと返送があり、第3号被保険者該当届の受付控を2枚作成し、本来送付すべき事業所の他に、誤って別の事業所にも送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●担当部署において、封入、封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	—	0
23			大阪	堀江	2013年 12月11日	2014年 11月17日	○お客様から問合せがあり、区役所が住所変更届を誤って別人の基礎年金番号で作成していたため、別人の住所が変更され、別人の国民年金口座振替のお知らせと、ねんきん定期便が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正を行い、誤って送付した口座振替のお知らせと、ねんきん定期便を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●区役所に対し、基礎年金番号を確認する際のチェックを徹底するよう依頼しました。	2名	—	0
24	国民年金記録補正の誤り	入力誤り	東京	新宿	2014年 10月9日	2015年 1月19日	○お客様が年金相談で来所され、年金記録の補正処理を行った際に、国民年金の資格取得記録の入力処理を漏らし、国民年金の資格が喪失のままとなったため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、口座振替開始までの保険料については、納付書で納付をしていただきました。 ●担当部署において、年金記録の補正をする際は、補正前と補正後の記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	61,000
25	国民年金適用関係書類等の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	熊本	熊本西	2014年 3月20日	2014年 4月9日	○担当部署で窓口から回付された年金記録に係る確認申立書を確認した際に、受付進捗管理システムへの登録が漏れ、担当部署への回付が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申立書を年金記録確認第三者委員会に送付しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	国民年金付加保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	2011年 4月1日	2011年 11月11日	○お客様から問合せがあり、本来納付期限後に納付された国民年金付加保険料については還付の上、付加非該当の処理を行い、改めて付加の納付申出を受理すべきであったにもかかわらず、その対応を行わず、付加保険料を継続して領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、説明し了承を得ました。 ●担当部署において、納付期限後に納付された付加保険料の取扱いについて徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	6,310
27	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2014年 6月10日	2014年 11月28日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料還付請求書の作成の際に、本来未納期間に充当すべき保険料の確認を漏らしたため、充当せずに還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正を行い、誤った金額の還付請求書を回収し、正しい金額の還付請求書をお渡ししました。 ●担当部署において、還付処理における審査、確認を徹底することを周知しました。	1名	—	0
28			神奈川	事務センター	2010年 1月15日	2012年 3月5日	○担当部署において処理済み書類の点検を行っていたところ、国民年金保険料還付請求書を処理する際に、受付簿との照合が漏れていたため、既に還付済みである保険料を重複して還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付請求書の処理の際は受付簿との照合を徹底するよう周知しました。	6名	誤還付	121,640
29			東京	目黒	2013年 12月4日	2014年 1月21日	○担当部署において国民年金の過誤納者整理票を確認したところ、過誤納となった国民年金後納保険料の充当する年月を後納保険料の納付日に応じて訂正処理をすべきだったにもかかわらず、確認不足によりその処理を漏らしたまま還付請求書を発行し、誤った金額で還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って還付した保険料を返納していただき、改めて正しい金額を還付しました。 ●担当部署において、訂正が必要な届書について、保管方法と進捗管理の徹底を行うよう周知しました。	1名	誤還付	220

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退 申出書の誤り	入力誤り	東京	事務センター	2014年 2月14日	2015年 1月27日	○お客様から問合せがあり、資格喪失・取得記録を入力した際に、処理方法を誤ったため、国民年金保険料の口座振替が停止となり、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、資格記録の処理手順について周知徹底しました。	1名	—	0
31		説明誤り	静岡	浜松東	2013年 5月23日	2013年 8月26日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金保険料口座振替納付申出書を受け付けた際に、口座振替の開始月を誤って説明し、口座振替開始前の月の保険料については納付書での納付が必要となることを案内していなかったため、お客様が納付期限までに付加保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●市役所に対して、口座振替の取扱いを説明し、口座振替が開始するまでは納付書での納付が必要になることをお客様に説明するよう依頼しました。	1名	—	0
32		受付時の書類管理 誤り	長崎	佐世保	2014年 1月14日	2014年 4月21日	○お客様から問合せがあり、お客様から提出された国民年金保険料口座振替納付申出書が所在不明となっていたことが判明しました。その結果、口座振替による2年前納ができなかったことがあわせて判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納額で保険料を領収することで了承を得ました。 ●口座振替の登録処理を行い、2年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、受け付けした届書は受付表の突合を行い、速やかに受付進捗管理システムに登録することを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
33			愛知	事務センター	2014年 2月28日	2014年 4月4日	○お客様から問合せがあり、速達郵便により2月28日受け付けた国民年金保険料口座振替納付申出書に受付印を押しておらず、3月3日に到着したものとし受け付けをしたことから、2年前納の提出期限を過ぎているとして、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納額で保険料を領収することで了承を得ました。 ●2年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、届書へ受付印を押すことの徹底と、受付年月日の重要性の周知をしました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
34	国民年金後納 保険料納付申 込書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2014年 4月1日	2014年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を処理する際に 合算対象期間の計算を誤ったため、当初説明していた月数の後納保険料を納 付しても受給権が発生しないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、受給権発生に不足する期間について 追加で納付いただくことで了承を得ました。 ●追加で後納保険料を領収しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、年金記録の20 歳以前と60歳以降の厚生年金被保険者期間等の確認を複数人で行うよう徹 底しました。	1名	未徴収	207,160
35			岐阜	美濃加茂	2014年 11月4日	2014年 12月2日	○お客様の代理人が年金相談のため来所された際に、国民年金後納保険料の 納付書作成にあたって合算対象期間の計算を誤ったため、老齢基礎年金の受 給資格を得るための月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●受給権発生に必要な後納保険料納付書を送付し、保険料を領収しました。 ●担当部署において、後納保険料の納付書作成の際には、加入期間と合算対 象期間及び受給権の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	149,280
36		説明誤り	大阪	八尾	2014年 4月3日	2014年 7月15日	○お客様から問い合わせがあり、市役所が老齢年金の受給資格の確認をした 際、受給資格を満たしているにもかかわらず満たしていないと説明し、国民年金 後納保険料の納付を案内しました。また、後納保険料の納付を案内したにもか かわらず、追納申込書を受け付けたため、追納保険料が納付されていたことが 判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、追納保 険料を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納めていただいた追納保険料を還付しました。 ●市役所において後納制度、追納制度及び年金受給資格要件について周知徹 底しました。	1名	過徴収	29,960
37		受付時の書類管理 誤り	東京	荒川	2013年 1月28日	2013年 4月17日	○お客様から問合せがあり、担当者への引き継ぎ不足により、国民年金後納保 険料納付申込書の処理が漏れていたため、後納保険料の一部が納付期限から 10年を経過したことにより納付できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、後納保 険料を領収できることとなりました。 ●担当部署において各担当に届書を引き継ぐ際は連絡を行い、処理漏れがな いよう徹底することを周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	受理後の書類管理誤り	静岡	事務センター	2013年 7月23日	2014年 1月27日	○事務センターで受付進捗管理システムの未完結届書の点検をした際に、年金事務所に返戻すべき国民年金後納保険料納付申込書が書類控えを保管する場所に混入しており、事務所に回付されず処理漏れとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●後納保険料納付申込書の処理を行いました。 ●受付進捗システムの確認と、書類の返戻方法の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未徴収	102,890
39	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2002年 2月頃	2014年 8月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金追納保険料を古い分から順番に納めていなかったため、本来還付し古い分から順番に納付していただくよう案内すべきところ、それを行っておらず、追納期限が経過し古い分から順番に納付することができなくなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、納付していただいた追納保険料を古いものから順番に充当することで了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納保険料の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
40			埼玉	浦和	2012年 8月20日	2012年 9月4日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を作成する際、納付書の宛先を旧住所で作成したため、お客様に納付書が届かず納付期限までに追納保険料を納められなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、追納期限が経過しており、認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●正しい住所に追納可能な期間の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納納付書作成時に送付先住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,940
41			岐阜	大垣	2014年 12月12日	2014年 12月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を、免除期間の確認不足により誤った期間で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい期間の追納納付書を送付し、追納保険料を領収しました。 ●担当部署において、追納保険料納付書の作成及び決裁を行う際は、免除期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
42			岩手	事務センター	2014年 3月26日	2014年 4月4日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納納付書の作成の際、納付書の使用期限を老齢基礎年金の受給権発日の前日に補正する必要があったにもかかわらず、その処理を漏らしたため、納付書の使用期限が受給権発日後で作成され、お客様が受給権発生後に保険料を納め、老齢基礎年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、納め過ぎた保険料を還付し、返納方法申出書を提出していただきました。 ●担当部署において、納付書の記録補正等に係る取扱いについて周知し、正しい事務処理を行うよう徹底しました。	1名	過徴収	78,181

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
43	国民年金保険料追納申込書の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2014年 10月15日	2014年 11月28日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納納付書を古い分から作成していなかったため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料を還付し、必要な期間の納付書を送付しました。 ●担当部署において、事前審査、入力処理後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	178,080
44	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2013年 5月20日	2013年 6月5日	○お客様から問合せがあり、1年前納を希望する年度中の国民年金保険料の一部を4月に届いた分割の納付書で既に納付していたため、1年前納による納付をすることができないにもかかわらず、お客様に1年前納の納付書を発行し、お客様がその保険料を納めたため、還付請求書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、6ヵ月前納で保険料を領収することで了承を得ました。 ●6ヵ月前納保険料及び定額保険料を領収しました。 ●担当部署において、前納保険料の取扱いについて徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	5,010
45			東京	杉並	2014年 5月20日	2014年 10月20日	○お客様から問合せがあり、前年度に国民年金の納付書が送達されず、納付書未送達者として登録された後の解除処理を漏らしたため、納付書が作成されず、1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前の保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、1年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、処理結果リストのダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
46			熊本	事務センター	2007年 4月23日	2014年 8月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金の資格取得届が提出されていたにもかかわらず、事務センターでの入力ミスにより、国民年金保険料の納付書が送付されず、保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、届書の入力後の確認についてダブルチェックを徹底し、入力漏れ等の見落としをしないよう周知しました。	1名	未徴収	774,020
47			東京	武蔵野	2014年 4月1日	2014年 7月8日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金資格取得届を受け付けた際、前納の意思確認をせず、事務センターに書類を送付したため、1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、前納期限が経過しており、認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●市役所において、資格取得届の受付時の確認事項を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	540

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	岐阜	岐阜南	2013年 9月25日	2014年 10月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を再作成する際に、付加保険料が加算された納付書を作成すべきところ、確認を漏らしたことにより、誤って定額保険料のみの納付書を作成し送付していたため、付加保険料を納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することです承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
49	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2001年 3月1日	2014年 9月25日	○市役所から問合せにより、障害厚生年金3級を裁定当初から受給しており、本来国民年金保険料法定免除には該当しないお客様に対し、誤って法定免除として処理し、納めていただいた国民年金保険料が還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録を訂正し、国民年金保険料の免除申請が可能な期間については免除申請書を受理しました。 ●担当部署において、法定免除の該当事由について周知徹底しました。	1名	誤還付	26,600
50			神奈川	港北	2006年 10月12日	2014年 9月24日	○お客様が来所された際、国民年金保険料の法定免除記録が誤って取り消されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、記録を訂正することです承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
51	国民年金保険料免除申請書の誤り	説明誤り	茨城	土浦	2013年 8月16日	2014年 10月7日	○お客様からの問合せにより、市役所で国民年金保険料免除申請書を受け付けた際に、免除が承認された場合国民年金基金が脱退となることを説明していなかったため、お客様が基金からの脱退を希望していないにもかかわらず、免除が承認され国民年金基金から脱退してしまったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、既に免除が承認されており、認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●市役所において、免除の相談や申請書の受付の際は、国民年金基金加入の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
52	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2012年 4月11日	2013年 9月19日	○担当部署での届書の審査や、お客様からの問い合わせにより、本来は国民年金保険料学生納付特例の対象者でないにもかかわらず、確認不足から学生納付特例を承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、国民年金保険料免除納付猶予申請書を受理しました。 ●担当部署において、学生納付特例の対象者であることの確認を徹底するよう周知しました。	5名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	国民年金徴収 関係通知書の 誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2014年 7月8日	2014年 12月18日	○担当部署において、国民年金保険料の滞納金額の確認をしていたところ、差押解除の登録処理を漏らしたことにより、金額の誤った延滞金納付書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において、延滞金の金額の決定の際の取扱いを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
54		通知書等の作成誤り	静岡	沼津	2014年 9月19日	2015年 1月16日	○ブロック本部からの指示により、国民年金被保険者の連帯納付義務者への督促期間の確認を行っていたところ、婚姻期間の確認を漏らし、連帯納付義務者に対して婚姻していない期間を含めて督促状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい督促状を送付しました。 ●担当部署において、督促状発行の際は、連帯納付義務期間チェックシートに基づき確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
55	国民年金徴収 関係書類の送 付誤り	誤送付・誤送信	愛知	事務センター	2015年 2月12日	2015年 2月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書の不備返戻を行った際に、確認不足により2名のお客様の申出書を入れ違って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した申出書を回収し、新たな申出書を再提出していただきました。 ●口座振替納付申出書の処理を行いました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認の徹底を行うよう周知しました。	2名	—	0
56			東京	北	2014年 12月11日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替申出書の不備返戻を行った際、確認不足により2名のお客様の口座振替申出書を入れ違い、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した口座振替申出書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、決裁時のチェックの徹底と、封入封緘時の手順の再確認を行い、再発防止をするよう周知しました。	2名	—	0
57	国民年金徴収 関係書類等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	兵庫	兵庫	2013年 4月2日	2014年 4月17日	○処理済み届書の整理を行っていた際、お客様から提出していただいた国民年金後納保険料納付申込書が、誤って処理済みとして保管されていたため、処理漏れとなり、申込み当時の保険料額での納付ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●後納保険料納付書を発行し、後納保険料を領収しました。 ●担当部署において、未処理届書の管理と、管理者による未処理届書の点検を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,000

整理番号	件名	領り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
58	国民年金徴収 関係書類等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	京都	京都南	2014年 1月27日	2014年 4月3日	○お客様から問合せがあり、他管轄の年金事務所から回送された国民年金追納保険料納付申込書を、誤って処理不要分として管理していたため、追納納付書が作成漏れとなり、申込み当時の保険料額で納付ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、当時の保険料額で納付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。 ●追納納付書を発行し、追納保険料を領収しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムで未処理書類の確認の徹底をするよう周知しました。	1名	未徴収	548,870
59			大阪	八尾	2014年 1月30日	2014年 3月4日	○お客様から問合せがあり、お客様が国民年金保険料及び付加保険料の支払いをクレジットカードで希望しており、スケジュール上初回の引き落としが間に合わないため、納付書による納付が必要でしたが、確認不足により付加保険料の納付書を送付していなかったため、付加保険料を納付期限内に納付することができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することです了承を得ました。 ●付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、クレジットカードによる納付のスケジュールを周知し、納付書発行の要否の確認をするよう徹底しました。	1名	—	0
60			山形	山形	2013年 6月10日	2013年 9月3日	○機構本部から連絡があり、本部からの指示に基づき、生活保護に準ずる生活扶助を受給している外国人のうち、国民年金記録と保護記録が相違している者について、法定免除の取消処理を行い、申請免除の勧奨を行うべきところ、そのことを漏らしていたことが判明しました。 ●担当部署から国民年金保険料免除納付猶予申請書を提出していただくよう依頼しました。 ●記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、職員及び管理職による指示依頼の確認を徹底するよう周知しました。	14名	—	0
61			兵庫	事務センター	2014年 2月10日	2014年 4月8日	○金融機関から国民年金保険料口座振替納付申出書が返送されてきた際、お客様への返戻が遅れたため、2年前納の入力期限に間に合わず、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納額で保険料を領収することです了承を得ました。 ●2年前納の保険料との差額を領収しました。 ●担当部署において、お客様へ書類を返戻する際には速やかに行い、管理者による進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
62	国民年金記録 補正の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (年金記録企画部)	2014年 7月頃	2014年 7月30日	○機構本部(支払部)から連絡があり、未統合の国民年金記録を統合した際、それに伴う保険料の還付期間の確認不足から、誤って60歳以前の強制加入期間の一部を還付してしまったことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付が発生する場合、期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	23,400
63			山形	鶴岡	2009年 10月28日	2014年 7月25日	○機構本部から再裁定進達書類について問い合わせがあり、国民年金の紙台帳記録と、コンピューター記録との突合の際、確認不足により、国民年金の任意加入期間を誤って法定免除として登録しており、その記録で裁定を行ったため、老齢年金に過払いが生じていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●返納方法申出書を受理しました。 ●担当部署において、届書の審査、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	55,309
64			愛知	熱田	2003年 7月6日	2014年 7月28日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付記録変換処理時に、誤った期間を登録したため、保険料が還付となり、老齢基礎年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録を訂正の上、年金額仮計算書を受理し、正しい老齢基礎年金の支払いを行いました。 ●担当部署において納付記録変換処理の取扱いについて周知徹底しました。	1名	その他	3,017
65			愛知	熱田	2005年 1月28日	2014年 7月28日		1名	その他	4,661

5. 年金給付関係

整理番号	件名	振り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
66	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	1988年 4月21日	2013年 3月1日	○機構本部や事務センターからの連絡により、合算対象期間や通算対象期間などの確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	796,500
67			大阪	東大阪	1993年 5月20日	2013年 10月4日		1名	未払い	1,857,971
68			広島	広島西	1988年 9月1日	2014年 3月6日		1名	未払い	119,966
69			広島	三次	2008年 9月18日	2014年 7月8日		1名	未払い	53,940
70			三重	津	1992年 5月6日	2014年 10月7日		1名	過払い	47,991
71			奈良	大和高田	2008年 10月30日	2013年 7月19日	○機構本部から連絡があり、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	49,922
72			高知	高知西	2014年 3月13日	2014年 6月12日		1名	過払い	651,412
73			徳島	徳島北	2002年 3月7日	2014年 9月16日		1名	—	0
74			奈良	奈良	1997年 2月27日	2012年 11月15日		1名	過払い	1,089,528
75		確認・決定誤り	栃木	栃木	1991年 3月22日	2014年 5月19日	○遺族年金請求時に記録を確認したところ、繰上げ請求を伴う老齢基礎年金裁定時において、国民年金保険料の納付記録の収録処理が完了しないうちに裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時における納付状況の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	61,849
76		説明誤り	青森	八戸	2013年 1月24日	2015年 1月30日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が厚生年金の加入月数の確認不足から、受給権発生年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1997年 2月14日	2013年 11月6日	○年金相談時や請求書等の点検時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	274,619
78			岩手	二戸	1992年 7月23日	2013年 12月18日		1名	過払い	8,840
79			大阪	吹田	1988年 12月16日	2014年 5月8日		1名	過払い	28,350
80			東京	千代田	2003年 2月頃	2014年 5月16日		1名	過払い	180,968
81			愛知	中村	1999年 6月25日	2014年 6月9日		1名	過払い	76,712
82			山形	鶴岡	1999年 6月24日	2014年 7月22日		1名	過払い	81,227
83			千葉	市川	1992年 2月27日	2014年 8月15日		1名	過払い	67,914
84			大阪	城東	2008年 6月26日	2014年 9月4日		1名	過徴収	155,810
85			愛知	豊川	1980年 12月頃	2014年 10月28日		1名	過払い	2,437

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1990年 3月15日	2013年 7月12日	○年金記録調査時又は機構本部や共済組合からの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,078
87			島根	浜田	1989年 2月16日	2014年 6月2日		1名	未払い	51,142
88			北海道	旭川	1991年 5月27日	2014年 10月3日		1名	未払い	451,970
89			青森	事務センター	2009年 9月3日	2014年 10月16日		1名	過払い	934
90			香川	事務センター	2010年 2月10日	2015年 1月9日		1名	未払い	24,684
91			愛知	笠寺	1998年 1月22日	2014年 5月23日	○機構本部から連絡があり、旧三共済の加入期間の確認不足により、退職日の属する月が遺族厚生年金額に反映されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録を訂正し、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	67,046
92			岩手	二戸	2004年 7月1日	2014年 6月20日	○事務センターから連絡があり、遺族年金裁定時の確認不足により、共済組合へ移管され退職一時金として決定された厚生年金被保険者期間が遺族厚生年金の年金額に反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	330,766
93			石川	小松	2003年 5月15日	2014年 6月6日	○機構本部から連絡があり、旧三共済の加入期間を含んだ老齢厚生年金の受給権発生年月日の取扱いの確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済の加入期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2004年 11月11日	2013年 12月27日	○事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に本来厚生年金として算入すべき旧農林共済の加入期間の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済の加入期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,611,036
95	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2012年 12月5日	2014年 7月14日	○時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の提出があり確認したところ、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●経過措置により返納は生じませんが、担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
96			大阪	城東	2009年 6月17日	2014年 8月21日	○遺族年金請求書の点検時に、以前に判明した年金加入記録について確認が不足したまま老齢厚生年金を決定したことにより、脱退手当金支給済み期間が年金額に反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録判明時の確認について慎重に行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	936,247
97			宮崎	都城	1987年 3月30日	2013年 6月17日	○遺族年金請求書の点検時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することです了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実に行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	2,283,519
98			神奈川	横浜西	1991年 11月20日	2013年 6月24日		1名	未払い	451,721
99			愛知	中村	1989年 9月頃	2013年 10月17日		2名	未払い	237,019
100			熊本	本渡	1981年 9月29日	2014年 2月27日		1名	未払い	137,517
101			千葉	木更津	1993年 2月20日	2014年 3月6日		1名	未払い	2,401,063
102			徳島	徳島南	1993年 10月28日	2014年 3月11日		1名	未払い	1,959,190
103			静岡	島田	1988年 5月24日	2014年 8月27日		1名	未払い	1,795,389
104			静岡	島田	2005年 7月6日	2014年 8月27日		1名	未払い	277,988

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
105	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	1992年 6月19日	2011年 9月29日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金裁定時の旧令共済組合期間の算入誤りにより、遺族厚生年金に寡婦加算を誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	49,516
106			兵庫	須磨	2008年 2月7日	2014年 1月14日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金及び遺族基礎年金の両方の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行うことで了承を得ました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	663,932
107			山形	鶴岡	2005年 3月16日	2014年 4月25日	○記録調査時の確認作業により、遺族年金受付時に、請求者である子と生計を同じくする父母がいる場合に必要となる遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届の案内を漏らしたことから、遺族基礎年金が誤って支給されていたことが判明しました。 ●消滅時効により返納告知はできませんが、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件について確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
108			岩手	一関	1997年 1月30日	2013年 12月24日	○機構本部や事務センター、年金事務所からの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等で年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	271,340
109			岩手	盛岡	1999年 1月14日	2014年 1月14日		1名	未払い	1,224,186
110			神奈川	港北	2002年 4月頃	2014年 1月17日		1名	未払い	131,844
111			宮城	仙台北	2004年 2月5日	2014年 3月11日		1名	未払い	189,313
112			宮崎	事務センター	2007年 9月6日	2014年 5月26日		1名	未払い	648,378
113			宮城	古川	2002年 5月30日	2014年 6月5日		1名	未払い	1,282,115
114			宮城	古川	1995年 7月6日	2014年 6月23日		1名	未払い	261,256
115			奈良	奈良	2000年 12月28日	2014年 6月25日		1名	未払い	2,145,775
116			茨城	水戸北	2006年 8月31日	2014年 8月6日		1名	未払い	733,484
117			新潟	六日町	2001年 7月24日	2014年 8月15日		1名	未払い	655,399
118			東京	世田谷	2001年 10月18日	2014年 8月27日		1名	未払い	1,373,041
119			島根	浜田	2002年 1月10日	2014年 8月29日		1名	未払い	444,473
120			広島	福山	2006年 1月22日	2014年 9月1日		1名	未払い	43,435
121			鹿児島	奄美大島	1989年 11月2日	2014年 9月22日		1名	未払い	93,562

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
122	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2009年 7月9日	2015年 1月30日	○老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者に係る再裁定処理を行う際に裁定原簿を確認したところ、前回の遺族厚生年金の再裁定時に、老齢厚生年金相当額の支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、事務処理マニュアルに沿った処理を行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	2,709,162
123	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2013年 10月22日	2015年 2月23日	○障害厚生年金の審査時に確認したところ、過去の障害厚生年金の審査における初診日の取扱いの確認不足により、誤って不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者が不支給決定の取消を行い、前回の請求時にさかのぼって裁定しました。お詫びの文書を送付し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や決裁時に事務処理要領及び認定要領に沿った確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,019,118
124			愛知	岡崎	2013年 3月22日	2014年 7月4日	○年金相談の際に、障害基礎年金請求書の受付時に、労働者災害補償保険法による給付を受けている場合に必要となる国民年金受給権者支給停止事由該当届の案内を漏らしたことから、障害基礎年金が誤って支給されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、障害基礎年金と労働者災害補償保険法による給付との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	911,299
125	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年 1月13日	2014年 12月10日	○担当部署における前回の障害年金の所得調査時の書類の確認により、障害年金の認定審査を行った後に機構本部へ進達する障害等級変更対象者の確認を漏らし、必要な報告書が進達されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査後の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	579,600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
126	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	1997年 5月15日	2013年 11月5日	○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	265,334
127			佐賀	唐津	1992年 5月14日	2013年 11月8日		1名	未払い	16,866
128			愛媛	宇和島	1995年 7月13日	2013年 12月18日		1名	未払い	64,824
129			宮城	仙台東	1999年 7月1日	2014年 1月21日		1名	未払い	86,434
130			宮崎	延岡	1991年 9月頃	2014年 3月12日		1名	未払い	1,355,700
131			山口	山口	2005年 10月9日	2014年 6月11日		1名	未払い	188,335
132			群馬	前橋	1993年 11月頃	2014年 6月13日		1名	未払い	286,050
133			高知	幡多	1990年 9月6日	2014年 5月8日		1名	未払い	16,367
134			静岡	浜松東	1988年 7月1日	2014年 5月26日		1名	未払い	189,400
135			三重	津	2001年 3月12日	2014年 6月24日		1名	未払い	596,975
136			三重	津	1990年 4月頃	2014年 7月9日		1名	未払い	208,366
137			福岡	博多	1993年 10月14日	2014年 8月4日		1名	未払い	145,916
138			北海道	札幌西	1987年 9月3日	2014年 8月20日		1名	未払い	15,658
139			宮崎	都城	1992年 3月30日	2014年 8月22日		1名	未払い	34,850
140			東京	立川	1993年 4月20日	2014年 9月1日		1名	未払い	62,700
141			東京	港	1993年 4月28日	2014年 9月5日		1名	未払い	34,850
142			福島	事務センター	1991年 4月4日	2014年 9月24日		1名	未払い	289,508
143			三重	津	1992年 3月6日	2014年 10月7日		1名	未払い	49,101
144			佐賀	唐津	1992年 4月25日	2014年 11月19日		1名	未払い	52,275
145			鳥取	鳥取	1992年 9月20日	2014年 11月26日		1名	未払い	31,316
146			茨城	水戸北	2002年 5月23日	2014年 12月4日		1名	未払い	879,706
147			北海道	砂川	1986年 8月7日	2015年 3月12日		1名	過払い	1,130,586

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
148	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2011年 3月24日	2014年 11月18日	○請求書の審査時に、老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,162,507
149			香川	事務センター	2011年 3月31日	2015年 1月8日		1名	未払い	1,612,464
150			北海道	北見	1994年 10月20日	2014年 6月18日	○事務センターから連絡があり、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することです承を得ました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、戸籍等の添付書類の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	19,283
151			本部	機構本部 (支払部)	2014年 9月12日	2014年 10月20日	○内部監査により、老齢年金の再裁定処理を行う際に、加給年金額対象者である配偶者が死亡している場合に必要となる加給年金額対象者不該当届の案内を漏らしたことから、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,333
152	振替加算の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	1996年 11月14日	2014年 6月20日	○お客様からの問合せ又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	980,201
153			岩手	一関	1993年 6月10日	2014年 7月29日		1名	過払い	2,974,716
154			神奈川	川崎	1995年 4月27日	2014年 8月4日		1名	未払い	318,675
155			岡山	倉敷西	1989年 7月15日	2014年 8月6日		1名	未払い	2,037,986
156			山形	鶴岡	1997年 2月13日	2014年 8月8日		1名	未払い	278,691
157			岩手	一関	1996年 5月30日	2014年 10月6日		1名	未払い	2,367,779
158			岐阜	美濃加茂	2009年 3月12日	2014年 10月9日		1名	未払い	763,534
159			栃木	大田原	2000年 1月6日	2014年 10月22日		1名	未払い	1,507,118
160			神奈川	鶴見	1995年 12月18日	2014年 12月4日		1名	未払い	2,739,211
161			宮崎	延岡	1990年 1月4日	2015年 1月22日		1名	過払い	1,040,150
162			千葉	幕張	2005年 10月1日	2014年 11月27日		1名	未払い	1,315,728

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
163	振替加算の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	1996年 12月26日	2014年 8月28日	○遺族年金請求時又は再裁定の審査時に、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議することです承を得ました。訂正を行い、正しく年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,465,483
164			大阪	堺東	2000年 5月11日	2014年 9月13日		1名	未払い	1,379,400
165			東京	葛飾	2001年 5月17日	2014年 12月2日		1名	未払い	778,994
166			東京	荒川	1994年 12月15日	2014年 10月22日	○年金相談時又は遺族年金請求書等の点検時に、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更依頼を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,724,034
167			兵庫	西宮	1999年 4月15日	2014年 10月29日		1名	未払い	2,625,000
168			大阪	城東	2008年 11月27日	2014年 11月13日		1名	未払い	2,369,208
169			栃木	栃木	1995年 7月27日	2014年 12月18日		1名	未払い	2,799,891
170	子に対する加算の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業務部)	2013年 9月19日	2014年 10月10日	○年金事務所から連絡があり、障害厚生年金裁定時に加給年金の対象となる子について、担当部署に登録を依頼するための回付票への記載が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、内容について説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や決裁時における回付票の確認を徹底し、登録漏れがないよう注意喚起しました。	1名	未払い	559,547

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
171	年金選択の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	1980年 9月19日	2013年 12月9日	○機構本部から連絡があり、旧法厚生年金保険の老齢年金と遺族年金との併給調整時の計算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において朝礼等で説明し、年金選択の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	1,556,000
172			青森	青森	2011年 11月28日	2014年 1月20日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の請求書受付時に、既に決定されていた障害基礎年金の支給停止撤回申出書の案内を漏らしたことから、本来支給停止となる期間について老齢厚生年金が誤って支給されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議を行いました。請求書受付時に申出書の提出があったものとみなし、支給停止期間の訂正を行いました。 ●担当部署において、受付時に他の年金がある場合における注意事項や支給停止の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
173			大阪	天満	2014年 2月10日	2014年 3月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に老齢厚生年金の定額部分の支給開始月に係る説明不足により、厚生年金基金から支給される年金額を考慮した場合、お客様にとって金銭的に不利な年金選択を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、定額部分の開始年齢や年金受給選択時の試算額の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	24,033
174			宮崎	延岡	1976年 7月21日	2013年 8月6日	○年金相談時や内部監査により、年金受給選択処理時の支給停止事由の登録や支払いの保留処理の誤りから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時や入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	311,117
175			本部	機構本部 (支払部)	2014年 7月12日	2014年 7月31日		1名	未払い	772,574

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
176	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	1983年 5月頃	2014年 5月14日	○再裁定の審査時に記録を確認したところ、以前に旧令共済組合期間を老齢 年金額に反映させる際に、本来再裁定により受給権発生年月日の訂正も併せ て行うべきところ、年金額の改定処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱い を協議し訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底する よう周知しました。	1名	未払い	534,993
177			長野	事務センター	2008年 8月頃	2013年 12月20日	○遺族年金請求時又は事務センターからの連絡により、年金記録の訂正や国 民年金保険料の納付に伴い必要となる年金の再裁定について、要再裁定者リ スト等の確認不足により再裁定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し再裁定を行いました。正しい年 金を支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正が必要な際には、再裁定の要否を確認 するよう徹底しました。	1名	未払い	409,617
178			北海道	稚内	1994年 6月21日	2014年 3月3日		1名	未払い	82,577
179			本部	機構本部 (業務渉外部)	2013年 7月5日	2015年 1月15日	○お客様から問合せがあり、第三者行為事故による損害賠償金と年金の調整 を行う際に、確認不足により年金の支給停止期間を誤って決定していたことが 判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、内容について説明しました。訂正 及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、支給停止期間の取扱いについて周知し、審査時や入力 後の複数人によるチェック等を徹底しました。	1名	過払い	493,965
180			長野	長野南	1996年 10月30日	2014年 6月3日	○担当部署における第3号不整合記録の確認時に、第3号被保険者特例措置 該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、 確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明し ました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に 取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認し ました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う 際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	527,806
181			北海道	砂川	1993年 6月20日	2014年 2月19日	○記録調査時の確認作業又は事務センターからの連絡により、老齢年金の退 職改定処理において、標準報酬月額や給員保険記録の登録漏れにより、年金 が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱い を協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の 事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	1,407
182			福島	事務センター	1986年 3月20日	2014年 4月24日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
183	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	説明誤り	愛知	中村	2013年 2月5日	2013年 8月12日	○お客様から問合せがあり、再裁定の取消しの申出があった際に、取消しによって発生する返納額の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定の取消しの取消処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定等により返納が発生する際には、具体的な返納額を確認しお客様へ説明するよう周知徹底しました。	1名	—	0
184			鹿児島	鹿屋	2014年 11月14日	2015年 3月2日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、裁定原簿等の確認不足により年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい見込み額を回答しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0
185	年金関係書類 の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	太田	2014年 12月24日	2015年 1月30日	○障害年金の不支給決定に対する審査請求時に添付された書類を確認したところ、審査請求に係る年金相談の際に、本来交付できない障害状態認定書の写しを交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した障害状態認定書の写しを回収しました。 ●担当部署において、法人文書等の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
186			愛知	中村	2014年 7月23日	2014年 7月25日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人記録による年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●委託社会保険労務士がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい回答票を送付し、誤って交付した回答票を回収しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主は既に死亡しているため、対応できませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
187			埼玉	事務センター	2015年 1月26日	2015年 1月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金証書を送付する際に、送付件数や同封物の確認不足により、封筒に別人の年金証書を誤って同封し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した年金証書を回収しました。 ●担当者が年金証書が送付されなかったお客様にお詫びの上説明し、年金証書を送付することです了承を得ました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導し、委託業者から封入封緘フローの見直しの報告がありました。	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	年金給付関係書類の作成誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 2月25日	2015年 3月11日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金相談事跡の登録を誤ったことから、再交付の依頼があった源泉徴収票を送付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、早急に送付することで了承を得ました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0
189			大阪	事務センター	2013年 10月頃	2013年 12月16日	○お客様から問合せがあり、抽出事故により発送が抑止されていたねんきん定期便について、抑止の解除と併せて行うべき再発行処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びし、送付予定時期を説明することで了承を得ました。予定通り送付されたことを確認しました。 ●担当部署において、ねんきん定期便の発行に係る処理方法について説明し、マニュアルに基づいた処理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
190	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	北海道	札幌北	2013年 3月8日	2013年 5月31日	○担当部署における点検により、事務センターから回付された年金記録照会申出書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録回答票を送付しました。 ●担当部署において受付作業スペースの整理を行ない、受付進捗管理システムを活用し書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
191		未処理・処理遅延	奈良	奈良	2011年 4月20日	2014年 12月15日	○担当部署において編綴された書類を確認したところ、再裁定処理票の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録調査や書類の進達を行いました。再裁定処理等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	59,080
192			東京	八王子	2014年 1月6日	2014年 3月27日	○担当部署において未使用の手続き用紙を確認したところ、年金記録に係る確認申立書が未処理のまま混入していたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話等で複数回にわたり連絡しましたが、お客様からの連絡がありませんでした。申立書を年金記録確認地方第三者委員会に送付し、お客様へお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録に係る確認申立書を受け付けた際の担当者への引き継ぎ方法について周知徹底しました。	1名	—	0
193			東京	葛飾	1996年 8月30日	2014年 4月3日	○年金相談時や請求書の点検時又はお客様からの問合せにより、再裁定や退職改定の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	87,662
194			東京	立川	1995年 7月24日	2014年 8月25日	○年金相談時や請求書の点検時又はお客様からの問合せにより、再裁定や退職改定の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	519,590
195			岩手	盛岡	2010年 2月12日	2014年 10月21日	○年金相談時や請求書の点検時又はお客様からの問合せにより、再裁定や退職改定の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定等を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	653,222

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
196	年金給付関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	大阪	天王寺	1986年 4月1日	2014年 6月2日	○他の年金事務所から連絡があり、昭和61年法律改正による改定処理を行う受給権者の一覧表の機構本部への進達を漏らしたことから、老齢年金の改定処理が行われていないことが判明しました。 ●お客様は死亡されていたため、担当者が未支給年金の支給対象者の有無を調査しましたが、親族はいるものの生計同一ではなく支給対象者がいないことを確認しました。 ●担当部署において説明を行い、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,921,667
197			千葉	松戸	2002年 7月17日	2013年 7月19日	○再裁定処理票の進達時に点検したところ、受給権発生後に国民年金保険料を納付したことにより出力される要再裁定者リストの確認不足により、再裁定の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの文書を送付し、電話で複数回にわたり連絡しましたが、お客様からの連絡がありませんでした。再裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	201,667
198		受理後の書類管理誤り	北海道	稚内	2012年 5月17日	2014年 6月18日	○事務センターから再裁定処理がされていないと連絡があり、回付された記録補正等依頼票が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の補正及び再裁定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムを活用し書類の管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,599,570
199	年金の手続や添付書類等の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	2014年 7月3日	2014年 9月19日	○お客様から問合せがあり、市役所から死亡の連絡があった基礎年金番号の不明な受給者について、住所履歴等の確認不足から死亡届に同姓同名の別人の基礎年金番号を記載させ、死亡失権処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、基礎年金番号が不明な場合の本人の特定においては、住所履歴等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	713,998
200	住所・支払金融機関変更届(口座番号)の入力誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	2009年 3月17日	2013年 7月19日	○年金事務所から連絡があり、基礎年金番号が不明なお客様の住所変更届を受付する際に、氏名検索時の確認不足から、別人の基礎年金番号をお客様のものとして誤認し住所変更の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、住所変更処理を行いました。 ●担当部署において、受付時に住所履歴や生年月日等による本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
201			宮城	事務センター	2013年 10月4日	2014年 10月28日	○年金事務所から連絡があり、住所変更処理の際に届出用紙が旧様式であったため届出内容について入力処理票に転記し入力したところ、住所の登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。正しい住所で入力処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理票への転記の際には入力項目のマーカー表示を行い、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
202	住所・支払金融 機関変更届(口座 番号)の入力 誤り	入力誤り	岐阜	事務センター	2014年 9月25日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、入力委託業者が金融機関コードや口座番号の入力を誤ったことから、年金の振込先金融機関を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	326,650
203			広島	事務センター	2014年 10月28日	2014年 12月16日		1名	未払い	302,683
204	年金記録の統 合等の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2013年 11月22日	2014年 3月12日	○事務センターから連絡があり、年金記録補正時に種別変更年月日の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。 ○事務センターからの連絡又は年金記録調査時の確認作業により、基礎年金番号への船員保険記録の統合処理を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,300
205			青森	弘前	1993年 5月13日	2014年 3月13日		1名	未払い	845,387
206			富山	魚津	1994年 11月17日	2014年 5月20日		1名	未払い	1,377,190
207			広島	福山	2004年 12月16日	2014年 6月20日		1名	未払い	366,525
208	年金記録の統 合等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2013年 12月11日	2014年 3月5日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時にお客様に確認したところ、判明した記録の機構本部への照会手順を誤ったことにより、別人記録を本人の旧農林共済の記録として登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。記録の訂正を行い、お詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、機構本部への旧農林共済記録の照会手順について周知徹底しました。	1名	—	0
209			静岡	浜松東	1998年 7月2日	2013年 11月18日		1名	過払い	17,322
210		記録訂正誤り	東京	渋谷	2000年 3月頃	2014年 3月14日	○事務センターから連絡があり、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金相談の際には、職歴等による年金記録の本人への確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	108,920
211			本部	機構本部 (旧記録管理部)	2013年 4月1日	2013年 4月22日		2名	—	0

日本年金機構の平成27年4月分のシステム事故等一覧

整理 番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	障害状態確認届の送付誤り	2012年 10月1日	2012年 10月1日	○障害基礎年金の裁定から1年未満であるため障害状態確認の必要がない時期に、誤って障害状態確認届が作成・送付されたことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの上、障害状態確認届の提出が不要である旨の説明を行いました。 ●障害状態確認届を誤作成されないよう、システム改修を実施しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図りました。	1名	-	0
2	障害基礎年金の差止解除誤り	2013年 7月16日	2013年 9月27日	○現況届未提出のため差止中であった高齢厚生年金に対して差止解除を行ったところ、障害状態確認届未提出のため差止中であった障害基礎年金についても誤って差止解除されたことが判明しました。 ●お客様のご家族にお詫びの上、障害状態確認届の提出をお願いし、障害状態が認定されたため、結果として過払いにはなりませんでした。 ●障害年金を誤って差止解除しないよう、システム改修を実施しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図りました。	1名	-	0
3	未支給年金の一部未払い	2008年 6月15日	2013年 9月18日	○農林共済年金等の未支給年金に一部未払い額があることが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい未支給金額を記載した通知書を送付し、正しい未支給年金の支払いが行われたことを確認しました。 ●未支給年金が正しく支払われるよう、システム改修を実施しました。 ●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図りました。	9名	未払い	1,834,683
4	70歳到達時の年金額誤り	2012年 12月15日	2013年 10月18日	○厚生年金加入中の高齢厚生年金受給者が70歳に到達した際、70歳までの加入期間を追加して年金額を変更すべきところ、70歳までの期間が反映されていないことが判明しました。 ●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、正しい年金額の支払いが行われたことを確認しました。 ●70歳までの加入期間が正しく反映するよう、システム改修を実施しました。 ●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、再発防止を図りました。	11名	未払い	1,945,060